主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人増田弘の上告趣意第一点は、憲法三九条後段違反をいうが、被告人は同一の犯罪について二重に処罰されたものではないから、所論は前提を欠き、適法な上告理由とならず、同第二点は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四八年一〇月一一日

最高裁判所第一小法廷

Ξ	武	田	下	裁判長裁判官
Ξ	益	林	藤	裁判官
_	盛		岸	裁判官
夫	康	F	岸	裁判官